

第三条の表備考第三号中、「及び第六十四条第三項」を、「第十八条の二及び第六十四条第二項」に改める。

第六条第一項の表備考第八号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に、並びに盲学校、聾学校及び養護学校を、「及び特別支援学校」に改め、同備考第十号中、「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第十七項」を、「特別支援学校の小学部及び附則第十八項」に、「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第十七項」を、「特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項」に改め、同備考第十一号中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十七項」を、「及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項」に、並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第十七項」を、「及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項」に改める。

第十条の六第一項中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を、「若しくは特別支援学校」に改め、同条第二項中、「特殊教育に関する科目」を、「特別支援教育に関する科目」に改め、同条第三項中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を、「若しくは特別支援学校」に改める。

第十条の七第一項中、「第三十条第一項又は」を、「第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「昭和五十年文部省令第二十一号」を削り、「第十六条第一項」の下に、「又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項」を加え、同条第二項中、「第二十八条又は」を、「第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「第十四条」の下に、「又は専門職大学院設置基準第二十一條」を加える。

第二十二條第三項中、「第二十八条第一項」の下に、「（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十六條第一項第一号中、「の場合」を削り、同項第三号中、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第十章の章名中、「特殊教育」を、「自立教科等」に改める。

第六十二條第一項中、「第十七条第一項」を、「第四条の二第二項」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に、「特殊の教科」を、「専ら自立教科等」に改める。

第六十三條第一項中、「盲学校又は聾学校」を、「特別支援学校」に、「特殊の教科（自立活動に係るものを除く）」を、「専ら自立教科（自立教科等のうち自立活動を除いたものをいう。以下同じ）」に改め、同条第二項及び第三項中、「盲学校及び聾学校の特殊教科の」を、「特別支援学校自立教科」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状及び臨時免許状は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうつを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服に分ける。）の各教科について授与するものとする。

第六十三條の二第一項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に、「自立活動」を「専ら自立活動の教授」に改め、同条第二項中、「盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の」を、「特別支援学校自立活動」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特別支援学校の自立活動の教員の普通免許状は、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育の各自立活動について授与するものとする。

第六十四条第一項中、「盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭」を、「特別支援学校自立教科教諭」に、「この章中以下」を、「以下この章において」に改め、同項ただし書を次のように改める。ただし、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

- 一 理療の教科についての普通免許状 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆうつ師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆうつ師免許（以下それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許、及びきゆうつ師免許）という。）のいずれかを有しない者（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の規定による医師免許（以下この項において、「医師免許」という。）を受けているものを除く。）
- 二 理学療法の教科についての普通免許状 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百十七号）の規定による理学療法士の免許（第六十五条において、「理学療法士免許」という。）を有しない者
- 三 理容の教科についての普通免許状 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条においてそれぞれ、「理容師免許」と及び、「美容師免許」という。）のいずれも有しない者

第六十四条第一項の表を次のように改める。

上 欄		下 欄		
免許状の種類	教科の種類	基礎	資格	
特別支援学校 自立教科教諭	一種免許状	理療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。	
		音楽	ロ 医師免許を受けていること。	
		特殊技芸	ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目に掲げる科目の単位を含めて計二十六単位以上修得していること。	
		理療	イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 二単位以上	
		ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 八単位以上	ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 又ハは視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 十三単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る五単位以上を含む。）	ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 三単位以上
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に一年以上在学したこと。